

令和2年度

戸沢村老朽危険空き家解体事業費補助金

村民の安心・安全な住環境づくりを促進し、良好な景観形成を図るため、解体費用の一部（補助率1/3・上限100万円）を補助します。

受付期間: 令和2年6月30日(火)まで

※予定件数を超える申込みがあった場合は危険性の高い住宅を優先させていただきます。

○補助対象となる空き家(次のすべてに該当する老朽危険空き家)

- ・村内にある戸建住宅(長屋又は共同住宅を除く。)で、現在使用されていない建物。
- ・建替え・土地の譲渡を目的としていないこと。
- ・公共事業等による補償の対象となっていないこと。
- ・住宅の不良度の判定基準(別表)による評点の合計が100点以上であるもの

○対象者の要件(次のすべてに該当する者)

- ・空き家の所有者またはその相続人(個人に限る)
- ・村税等の滞納をしていない者
- ・共有者又は複数の相続人がいる場合は、申請者以外の共有者又は相続人から解体の同意を得られていること

○補助金額

- ・空き家の解体工事費の3分の1以内で上限100万円(家財道具の撤去、運搬、処分費も含む)。

○重要事項

- ・交付決定を受ける前に、工事の契約又は着手された場合には、補助金の対象となりません。
- ・令和2年6月末までに事前相談がされ、翌年2月末までに完了する解体工事が対象となります。
- ・各書類の提出期限が守られない場合は、補助金の支払ができないことがあります。
- ・建築物を解体することにより、翌年度より土地の固定資産税額が増額になる場合があります。

詳しくはご相談ください。

お問い合わせ先
戸沢村まちづくり課 企画調整係
TEL 0233-72-2152
FAX 0233-72-2116